

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県青少年保護育成条例（抜粋）

高知県青少年保護育成条例（抜粋）

目次

第1章～第4章 略

第4章の2 インターネット利用環境の整備等（第23条の3）

第5章・第6章 略

附則

（健全育成の理念）

第2条 全て青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するように配慮されなければならない。

第3条 全て青少年は、社会の成員としての自覚と責任を持って自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、有為な社会人として成長するように努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 全て県民は、国、県及び市町村の実施する施策に協力するとともに、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において相互に連携し、青少年の健全な育成に努めるものとする。

（定義）

第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～（4） 略

（5） 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるも

目次

第1章～第4章 略

第4章の2 インターネット利用環境の整備（第23条の3）

第5章・第6章 略

附則

（健全育成の理念）

第2条 すべて青少年は、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において良好な環境のもとに心豊かにたくましく成長するように配慮されなければならない。

第3条 すべて青少年は、社会の成員としての自覚と責任を持って自らの生活を律するとともに、向上発展の意欲を持ち、有為な社会人として成長するように努めなければならない。

（県民の責務）

第6条 すべて県民は、国、県及び市町村の実施する施策に協力するとともに、家庭、学校、職場、地域社会等あらゆる場において相互に連携し、青少年の健全な育成に努めるものとする。

（定義）

第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）～（4） 略

（5） 広告物 常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるも

のであって、看板、立看板、張り札及び張り紙並びに広告塔、
広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(6) 玩具刃物類 性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのある玩具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他の物品及び器具類をいう。

(7) 略

（図書類等の販売等の自主規制）

第8条 略

2・3 略

4 玩具刃物類の販売を業とする者は、玩具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡しないように努めなければならない。

(1)・(2) 略

（自動販売機による物品の販売の自主規制）

第9条 略

2 自動販売機による図書類又は玩具刃物類の販売を業とする者は、図書類でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるもの又は玩具刃物類でその形状、構造若しくは機能が同条第4項各号のいずれかに該当すると認めるものを自動販売機に収納しないように努めなければならない。

（有害玩具刃物類の販売等の規制）

第14条 知事は、玩具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のい

のであって、看板、立看板、はり札及びはり紙並びに広告塔、
広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(6) がん具刃物類 性的感情を刺激し、又は人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼすおそれのあるがん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他の物品及び器具類をいう。

(7) 略

（図書類等の販売等の自主規制）

第8条 略

2・3 略

4 がん具刃物類の販売を業とする者は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡しないように努めなければならない。

(1)・(2) 略

（自動販売機による物品の販売の自主規制）

第9条 略

2 自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業とする者は、図書類でその内容が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるもの又はがん具刃物類でその形状、構造若しくは機能が同条第4項各号のいずれかに該当すると認めるものを自動販売機に収納しないように努めなければならない。

（有害がん具刃物類の販売等の規制）

第14条 知事は、がん具刃物類の形状、構造又は機能が次の各号の

いずれかに該当すると認めるときは、当該玩具刃物類を青少年に有害な玩具刃物類として指定することができる。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する玩具刃物類は、青少年に有害な玩具刃物類とする。

(1) 下着の形状をした玩具

(2)～(4) 略

3 玩具刃物類の販売を業とする者は、第1項の規定に基づき指定された玩具刃物類及び前項各号のいずれかに該当する玩具刃物類（以下「有害玩具刃物類」という。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡してはならない。

4 何人も、有害玩具刃物類を青少年に所持させてはならない。

（自動販売機への有害図書類等の収納の規制）

第16条 自動販売機による図書類又は玩具刃物類の販売を業とする者は、自動販売機に有害図書類又は有害玩具刃物類を収納してはならない。

2 自動販売機による図書類又は玩具刃物類の販売を業とする者は、自動販売機に現に収納されている図書類又は玩具刃物類が有害図書類又は有害玩具刃物類となったときは、直ちに当該有害図書類又は有害玩具刃物類を自動販売機から撤去しなければならない。

（自動販売機管理者の設置）

第16条の2 自動販売機による図書類又は玩具刃物類の販売を業とする者は、前条第2項の規定による義務を履行するため、当該自

いずれかに該当すると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に有害ながん具刃物類として指定することができる。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するがん具刃物類は、青少年に有害ながん具刃物類とする。

(1) 下着の形状をしたがん具

(2)～(4) 略

3 がん具刃物類の販売を業とする者は、第1項の規定に基づき指定されたがん具刃物類及び前項各号のいずれかに該当するがん具刃物類（以下「有害がん具刃物類」という。）を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、又は交換により譲渡してはならない。

4 何人も、有害がん具刃物類を青少年に所持させてはならない。

（自動販売機への有害図書類等の収納の規制）

第16条 自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業とする者は、自動販売機に有害図書類又は有害がん具刃物類を収納してはならない。

2 自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業とする者は、自動販売機に現に収納されている図書類又はがん具刃物類が有害図書類又は有害がん具刃物類となったときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機から撤去しなければならない。

（自動販売機管理者の設置）

第16条の2 自動販売機による図書類又はがん具刃物類の販売を業とする者は、前条第2項の規定による義務を履行するため、当該

自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かなければならない。ただし、自動販売機管理者を置かないで当該義務を履行することができると知事が認める自動販売機については、この限りでない。

(自動販売機の設置等の届出)

第16条の3 自動販売機により図書類又は玩具刃物類を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、販売を開始しようとする日の15日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2～4 略

(適用除外)

第16条の5 第16条から前条までの規定は、自動販売機の設置場所が法令又はこの条例の規定により青少年の入場が禁じられている場所その他青少年が有害図書類又は有害玩具刃物類を購入するおそれのない場所である場合については、適用しない。

(淫らな性行為等の禁止)

第18条 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 略

3 何人も、青少年に対し、淫らな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(監護離脱の勧誘等の禁止)

第20条 何人も、青少年に対し、犯罪に関与させる等不正の目的をもって、保護者の監護から離れるよう勧誘し、あおり、唆し、又は強制してはならない。

自動販売機ごとに、自動販売機管理者を置かなければならない。ただし、自動販売機管理者を置かないで当該義務を履行できると知事が認める自動販売機については、この限りでない。

(自動販売機の設置等の届出)

第16条の3 自動販売機により図書類又はがん具刃物類を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、販売を開始しようとする日の15日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1)～(5) 略

2～4 略

(適用除外)

第16条の5 第16条から前条までの規定は、自動販売機の設置場所が法令又はこの条例の規定により青少年の入場が禁じられている場所その他青少年が有害図書類又は有害がん具刃物類を購入するおそれのない場所である場合については、適用しない。

(みだらな性行為等の禁止)

第18条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 略

3 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(監護離脱の勧誘等の禁止)

第20条 何人も、青少年に対し、犯罪に関与させる等不正の目的をもって、保護者の監護から離れるよう勧誘し、あおり、そそのかし、又は強制してはならない。

2 略

(シンナー等の不健全な使用の勧誘等の禁止)

第21条 何人も、青少年に対し、トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料若しくは閉塞用若しくはシーリング用の充填料（以下「シンナー等」という。）の不健全な使用を勧誘し、あおり、唆し、又は強制してはならない。

2 略

(場所の提供の禁止等)

第23条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) 淫らな性行為又はわいせつな行為
- (2) 賭博又は暴行
- (3) 略
- (4) 大麻、麻薬又は覚醒剤の使用
- (5) 略

2 略

第4章の2 インターネット利用環境の整備等

(インターネット利用環境の整備等)

第23条の3 略

2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下この条において「インターネ

2 略

(シンナー等の不健全な使用の勧誘等の禁止)

第21条 何人も、青少年に対し、トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料若しくは閉そく用若しくはシーリング用の充てん料（以下「シンナー等」という。）の不健全な使用を勧誘し、あおり、そそのかし、又は強制してはならない。

2 略

(場所の提供の禁止等)

第23条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) と博又は暴行
- (3) 略
- (4) 大麻、麻薬又は覚せい剤の使用
- (5) 略

2 略

第4章の2 インターネット利用環境の整備

(インターネット利用環境の整備)

第23条の3 略

ットを適切に活用する能力」という。)を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる措置をとるよう努めなければならない。

(1) インターネットを利用することができる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用状況を把握すること。

(2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用することができるようにすること。

(3) フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下この条において同じ。)の機能を有するソフトウェア(第4項において「フィルタリングソフトウェア」という。)の活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないようにすること。

3 学校及び青少年の育成に携わる関係者は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるように努めなければならない。

4 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下この条において「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング(インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。次項において同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、聴かせ、又は読ませないように努めなければならない。

5 略

(立入調査等)

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

(1)～(3) 略

(4) 玩具刃物類の販売を業とする者の営業の場所（玩具刃物類を収納した自動販売機の設置場所を含む。）

(5)・(6) 略

2・3 略

3 略

(立入調査等)

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

(1)～(3) 略

(4) がん具刃物類の販売を業とする者の営業の場所（がん具刃物類を収納した自動販売機の設置場所を含む。）

(5)・(6) 略

2・3 略